

旧	新
<p>第1条 ～ 第3条 (略)</p> <p>(審査部会)</p> <p>第4条 障害者福祉専門分科会に、身体障害者の障害の程度、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく医師の指定及び取消に関する事項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療を除く。）の指定及び取消に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉審査部会を置く。</p> <p>2 児童福祉専門分科会に、里親の認定に関する事項、児童の措置及び児童虐待による死亡事例等の検証に関する事項_____を調査審議するため、措置・里親審査部会を、保育所及び家庭的保育事業等の認可に関する事項を調査審議するため、保育所等認可審査部会を置く。</p> <p>3 審査部会の委員及び臨時委員は、委員長が指名する。</p> <p>4 審査部会に、審査部会委員の互選による部会長1人及び部会長の指名による副部会長1人を置く。</p>	<p>第1条 ～ 第3条 (略)</p> <p>(審査部会)</p> <p>第4条 障害者福祉専門分科会に、身体障害者の障害の程度、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく医師の指定及び取消に関する事項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療を除く。）の指定及び取消に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉審査部会を置く。</p> <p>2 児童福祉専門分科会に、里親の認定に関する事項、児童の措置及び児童虐待による死亡事例等の検証に関する事項並びに<u>特定教育・保育施設等における死亡事故等の検証に関する事項</u>を調査審議するため、措置・里親審査部会を、保育所及び家庭的保育事業等の認可に関する事項を調査審議するため、保育所等認可審査部会を置く。</p> <p>3 審査部会の委員及び臨時委員は、委員長が指名する。</p> <p>4 審査部会に、審査部会委員の互選による部会長1人及び部会長の指名による副部会長1人を置く。</p>
<p>第5条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 審議会の庶務は、次の各号に掲げる種別に応じ、当該各号に掲げる組織において処理する。</p> <p>(1) 審議会、民生委員審査専門分科会及び地域福祉専門分科会 健康福祉局健康福祉部社会課</p>	<p>第5条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 審議会の庶務は、次の各号に掲げる種別に応じ、当該各号に掲げる組織において処理する。</p> <p>(1) 審議会、民生委員審査専門分科会及び地域福祉専門分科会 健康福祉局<u>地域福祉部</u>社会課</p>

<p>(2) 障害者福祉専門分科会 健康福祉局健康福祉部障害企画課</p> <p>(3) 老人福祉専門分科会 健康福祉局保険高齢部高齢企画課</p> <p>(4) 児童福祉専門分科会 子供未来局子供育成部総務課</p> <p>第7条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成12年5月9日から施行する。</p> <p>2 仙台市社会福祉審議会要綱（平成元年6月2日審議会決定）は、廃止する。</p> <p>附 則（平成18年4月27日改正）この改正は、平成18年4月27日から実施する。</p> <p>附 則（平成21年4月22日改正）この改正は、平成21年4月22日から実施する。</p> <p>附 則（平成22年6月30日改正）この改正は、平成22年6月30日から実施する。</p> <p>附 則（平成25年6月26日改正）この改正は、平成25年6月26日から実施する。</p> <p>附 則（平成27年4月22日改正）この改正は、平成27年4月22日から実施する。</p>	<p>(2) 障害者福祉専門分科会 健康福祉局障害福祉部障害企画課</p> <p>(3) 老人福祉専門分科会 健康福祉局保険高齢部高齢企画課</p> <p>(4) 児童福祉専門分科会 子供未来局子供育成部総務課</p> <p>第7条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成12年5月9日から施行する。</p> <p>2 仙台市社会福祉審議会要綱（平成元年6月2日審議会決定）は、廃止する。</p> <p>附 則（平成18年4月27日改正）この改正は、平成18年4月27日から実施する。</p> <p>附 則（平成21年4月22日改正）この改正は、平成21年4月22日から実施する。</p> <p>附 則（平成22年6月30日改正）この改正は、平成22年6月30日から実施する。</p> <p>附 則（平成25年6月26日改正）この改正は、平成25年6月26日から実施する。</p> <p>附 則（平成27年4月22日改正）この改正は、平成27年4月22日から実施する。</p> <p>附 則（平成29年4月19日改正）この改正は、平成29年4月19日から実施する。</p>
---	---